

償還運用報告書(全体版)

みずほ・ケイマン・トラストー USバンクローン・オープン(豪ドル建) 毎月分配クラス/無分配クラス

作成対象期間:第5期(2019年1月1日~2020年1月21日(終了日))

ケイマン諸島籍/契約型/追加型外国投資信託

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、みずほ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクローン・オープン(豪ドル建)(以下「ファンド」ということがあります。)は、2020年1月21日に終了しました。ここに、最終計算期間である第5期(以下「当期」ということがあります。)および設定以来の運用状況をご報告申し上げます。

ご愛顧を賜り誠に有難うございました。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

| | | |
|-----------|--|------------------------|
| ファンド形態 | ケイマン諸島籍/契約型/追加型外国投資信託 | |
| 信託期間 | 2015年8月6日に運用を開始し、2020年1月21日に終了しました。 | |
| 運用方針 | ファンドは、ケイマン諸島籍の外国投資信託「ウエスタン・アセット・オフショア・ファンズ - ウエスタン・アセット・バンクローン(オフショア)ファンド」(以下「マスターファンド」といいます。)の豪ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン(貸付債権)に実質的な投資を行い、元本の維持とインカム収益の確保を目指して運用されました。 | |
| 主要投資対象 | ファンド | マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券 |
| | マスターファンド | 米ドル建ての企業向けバンクローン(貸付債権) |
| ファンドの運用方法 | ケイマン諸島籍の外国投資信託であるマスターファンドに投資することにより運用されました。 | |
| 主な投資制限 | ・ 管理会社および投資顧問会社は、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の運用の適正を害する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引を含みますがこれに限定されません。)を行いません。 ・ 管理会社および投資顧問会社は、ファンドの勘定で空売りを行った有価証券の時価総額が、かかる空売りの直後において、ファンドの純資産価額を超えることとなる場合、空売りを行いません。 ・ 管理会社および/またはその委託を受けた者は、原則として借入総額がファンドの純資産価額の10%を超えないことを条件として、ファンドの勘定のために借入れを行うことができます。 | |
| 分配方針 | 毎月分配クラスについて、管理会社は、受託会社に対して、各分配日において、管理会社が投資顧問会社と協議の上決定する金額の分配を宣言するよう指図することができました。分配金は、管理会社の決定に従い、適用ある分配日から起算して7営業日目に日本における販売会社に対して支払われました。日本における販売会社は、分配金の着金を確認し、また必要な支払処理を完了し次第、投資者に対して分配金を支払いました。 無分配クラスについては、原則として、収益分配を行わない方針でした。 | |

目次

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| I. 運用の経過および運用状況の推移等 | 1 |
| II. 運用実績 | 6 |
| III. 純資産額計算書 | 12 |
| IV. ファンドの経理状況 | 13 |
| V. 投資信託財産運用総括表 | 30 |
| VI. お知らせ | 31 |

(注) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=69.84円)によります。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 第4期までの運用の経過

■投資環境について

以下は、ファンドの投資顧問会社を務めるレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「投資顧問会社」といいます。)による説明です。

第1期: 2015年8月6日～2015年12月31日

第1期は、原油価格の下落が続き、投資家のリスク回避姿勢が強まったことや、米連邦準備制度理事会(FRB)が金融政策の引き上げを開始したことなどから、米国のバンクローン市場は軟調となりました。

第2期: 2016年1月1日～2016年12月31日

第2期の初めには、原油価格の下落や世界的な株安を背景に投資家のリスク回避姿勢が強まったことから、米国のバンクローン市場は下落しました。しかしその後は、原油価格や株式相場が反発し、回復基調を維持する中、リスク回避姿勢が後退したことから、米国バンクローン市場は堅調となりました。

第3期: 2017年1月1日～2017年12月31日

第3期は、米国および世界的な景気の拡大期待を背景に投資家のリスク回避姿勢が和らいだことなどから、米国バンクローン市場は期を通じて堅調となりました。

第4期: 2018年1月1日～2018年12月31日

米国および世界的な景気の拡大期待を背景に、米国バンクローン市場は期の前半から半ばにかけて堅調に推移しました。しかし、第4期の後半には、米国および世界的な景気の減速懸念が強まり、投資家のリスク回避姿勢が強まったことから、米国バンクローン市場は下落しました。

■ポートフォリオについて

以下は、投資顧問会社による説明です。

第1期: 2015年8月6日～2015年12月31日

ファンドは、マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン(貸付債権)に実質的な投資を行い、元本の維持とインカム収益の確保を目指して運用に努めてまいりました。第1期の運用においては、期を通じて、マスターファンドの高位組入れを維持しました。

第2期: 2016年1月1日～2016年12月31日

ファンドは、マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン(貸付債権)に実質的な投資を行い、元本の維持とインカム収益の確保を目指して運用に努めてまいりました。第2期の運用においては、期を通じて、マスターファンドの高位組入れを維持しました。

第3期: 2017年1月1日～2017年12月31日

ファンドは、マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン(貸付債権)に実質的な投資を行い、元本の維持とインカム収益の確保を目指して運用に努めてまいりました。第3期の運用においては、期を通じて、マスターファンドの高位組入れを維持しました。

第4期: 2018年1月1日～2018年12月31日

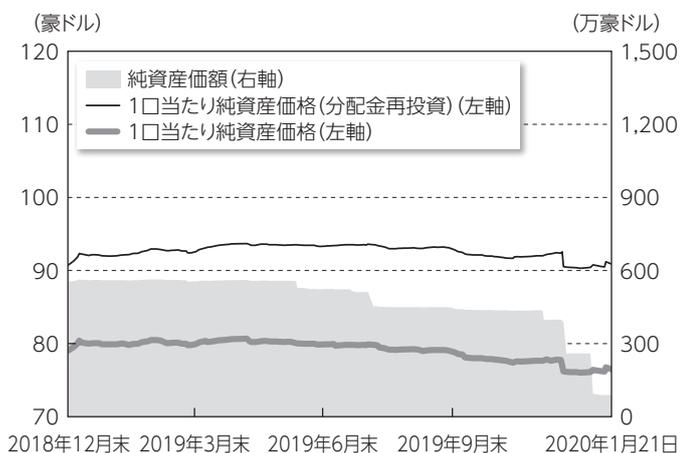
ファンドは、マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン(貸付債権)に実質的な投資を行い、元本の維持とインカム収益の確保を目指して運用に努めてまいりました。第4期の運用においては、期を通じて、マスターファンドの高位組入れを維持しました。

(2) 当期の運用経過

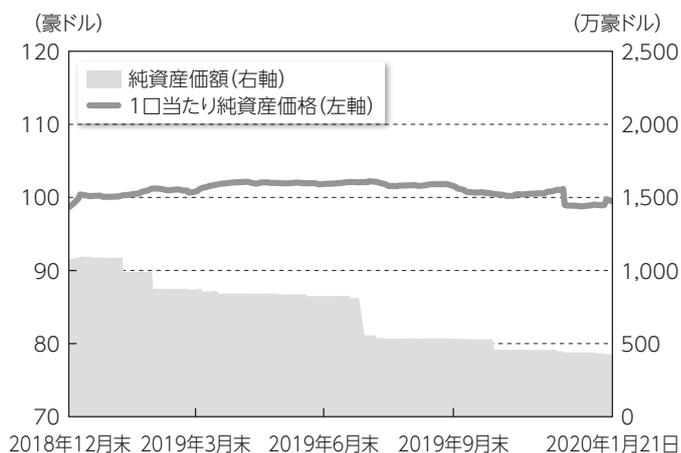
■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

- (注1) 1口当たり純資産価格、純資産価額および騰落率は、評価日に計算された評価日付の1口当たり純資産価格、純資産価額およびこれらに基づき計算された騰落率を記載しており、後記「Ⅳ. ファンドの経理状況」に記載されたファンドの財務書類(以下「財務書類」ということがあります。)における数値と一致しない場合があります。以下同じです。
- (注2) 1口当たり償還価格は、償還金として受益者のみなさまにお支払いする金額の負債計上前の数値である第5期末の純資産価額(かかる金額を負債計上して算出されている財務書類の数値とは異なります。)に基づき計算されているため、財務書類における1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。
- (注3) 1口当たり純資産価格(分配金再投資)は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算されたもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。
- (注4) 1口当たり純資産価格(分配金再投資)は、1口当たり当初申込価格を起点として計算しています。
- (注5) 無分配クラスについては、分配を行わない方針であるため、1口当たり純資産価格(分配金再投資)を記載していません。
- (注6) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注7) 毎月分配クラスについて、騰落率は、評価日付の1口当たり純資産価格(分配金再投資)に基づき計算しています。なお、第5期の騰落率は、第4期末の1口当たり純資産価格(分配金再投資)および1口当たり償還価格に基づき計算しています。
- (注8) 無分配クラスについて、騰落率は、1口当たり純資産価格に基づき計算しています。なお、第5期の騰落率は、第4期末の1口当たり純資産価格および1口当たり償還価格に基づき計算しています。
- (注9) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注10) ファンドにベンチマークは設定されていません。

<毎月分配クラス>



<無分配クラス>



| | 第4期末の1口当たり純資産価格: | 1口当たり償還価格: | 第5期中の1口当たり分配金合計額: | 騰落率: |
|---------|------------------|------------|-------------------|-------|
| 毎月分配クラス | 78.54豪ドル | 76.50豪ドル | 2.74豪ドル | 0.82% |
| 無分配クラス | 98.03豪ドル | 99.48豪ドル | 該当事項はありません。 | 1.48% |

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

以下は、投資顧問会社による説明です。

<毎月分配クラス>

当期末のファンドの1口当たり純資産価格(分配金控除後)は76.50豪ドルとなりました。当期のファンドのパフォーマンス(騰落率)はプラス0.82%(分配金再投資ベース)となりました。

当期は、米国バンクローン市場が堅調に推移する中、1口当たり純資産価格(分配金再投資ベース)は概ね上昇基調で推移しましたが、期末にかけて下落しました。

<無分配クラス>

当期末のファンドの1口当たり純資産価格は99.48豪ドルとなりました。当期のファンドのパフォーマンス(騰落率)はプラス1.48%となりました。

当期は、米国バンクローン市場が堅調に推移する中、1口当たり純資産価格は概ね上昇基調で推移しましたが、期末にかけて下落しました。

■分配金について

毎月分配クラスについて、当期(2019年1月1日～2020年1月21日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<毎月分配クラス>

(金額:豪ドル)

| 分配落日 | 1口当たり純資産価格 | 1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率) | 分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 |
|-------------|------------|------------------------------|--------------------------|
| 2019年1月9日 | 80.28 | 0.24 (0.30%) | 0.39 |
| 2019年2月12日 | 79.83 | 0.24 (0.30%) | -0.21 |
| 2019年3月11日 | 80.05 | 0.24 (0.30%) | 0.46 |
| 2019年4月9日 | 80.20 | 0.24 (0.30%) | 0.39 |
| 2019年5月9日 | 80.33 | 0.23 (0.29%) | 0.36 |
| 2019年6月11日 | 80.06 | 0.23 (0.29%) | -0.04 |
| 2019年7月9日 | 79.71 | 0.23 (0.29%) | -0.12 |
| 2019年8月9日 | 79.48 | 0.21 (0.26%) | -0.02 |
| 2019年9月9日 | 78.98 | 0.21 (0.27%) | -0.29 |
| 2019年10月9日 | 78.13 | 0.21 (0.27%) | -0.64 |
| 2019年11月12日 | 77.39 | 0.23 (0.30%) | -0.51 |
| 2019年12月9日 | 77.66 | 0.23 (0.30%) | 0.50 |

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

(注3)2019年1月9日の直前の分配落日(2018年12月10日)における1口当たり純資産価格は、80.13豪ドルでした。

無分配クラスについて、該当事項はありません。

■投資環境について

以下は、投資顧問会社による説明です。

当期は、米連邦準備制度理事会 (FRB) が利下げを継続したことや、米中貿易交渉の進展期待が広がったことなどに支えられ、米国バンクローン市場は期を通して概ね堅調に推移しました。

■ポートフォリオについて

以下は、投資顧問会社による説明です。

ファンドは、マスターファンドの豪ドルクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向けバンクローン(貸付債権)に実質的な投資を行い、元本の維持とインカム収益の確保を目指して運用に努めてまいりました。当期の運用においては、期を通じて、マスターファンドの高位組入れを維持しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在、有価証券等の組入れはありません。

(3) 費用の明細

| 項目 | 項目の概要 | |
|------------|--------------------------|--|
| 管理報酬 | 年率0.100% ^(注3) | 信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。 |
| 受託報酬 | 年率0.010% ^(注4) | 信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われます。 |
| 管理事務代行報酬 | 年率0.050% ^(注5) | 管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われます。 |
| 投資顧問報酬 | 年率0.125% | 投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。 |
| 投資助言報酬 | 年率0.025% | 投資助言契約に基づく投資助言業務の対価として、投資助言会社に支払われます。 |
| 販売会社報酬 | 年率0.600% | 投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。 |
| 代行協会員報酬 | 年率0.050% | ファンドの受益証券の純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書およびその他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。 |
| その他の費用(当期) | — | みずほ・ケイマン・トラストおよびファンドの設立費用、ファンドのために実行されるすべての取引およびファンドの管理に係る費用および出費(保管報酬(各受益証券クラスに関する毎月150米ドルの報酬および取引費用を含みます。)、名義書換事務代行報酬(各受益証券クラスに関する毎月700米ドルの報酬および取引費用を含みます。))等の信託事務の諸費用、監査費用および弁護士費用ならびに印刷費用を含みますが、これらに限定されません。 |

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている純資産価額に対する料率を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。なお、ファンドの終了日である当期末における財務書類上の純資産価額は0豪ドルであることから、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率は表示していません。

(注2) 各項目の費用は、ファンドが組み入っていたマスターファンドの費用を含みません。

(注3) 管理報酬について、各受益証券クラスに関する月間最低報酬額は以下のとおりです。

| 当該受益証券クラスの純資産価額(月間平均) | 月間最低報酬額 |
|-------------------------------|----------|
| 30,000,000米ドル以下 | 3,000米ドル |
| 30,000,000米ドル超96,000,000米ドル未満 | 8,000米ドル |

なお、ファンドの発行済受益証券のクラスが1クラスのみとなった場合の月間最低報酬額は10,000米ドルとなります。

(注4) 受託報酬について、ファンドに関する年間最低報酬額は15,000米ドルです。

(注5) 管理事務代行報酬について、各受益証券クラスに関する年間最低報酬額は20,000米ドルです。

Ⅱ. 運用実績

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2020年1月21日現在)

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 (豪ドル) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|---------------------------|-------------|
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 5,154,143.36 | 100.00 |
| 合計（純資産価額） | | 5,154,143.36 (約360百万円) | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格は評価日に計算されます。したがって、「Ⅱ. 運用実績」における数値は、特段の記載のない限り、評価日ベースの数値であり、財務書類に基づく会計年度末の数値と一致しないことがあります。

(注3) 「Ⅱ. 運用実績」における第5会計年度末および2020年1月21日（終了日）の純資産価額は、償還金として受益者のみなさまにお支払いする金額の負債計上前の数値であり、かかる金額を負債計上して算出されている財務書類の数値とは異なります。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。(2020年1月21日現在)

② 投資不動産物件

該当事項はありません。(2020年1月21日現在)

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2020年1月21日現在)

(3) 運用実績

① 純資産の推移

<USバンクローン・オープン（豪ドル建） 毎月分配クラス受益証券>

下記会計年度末、2019年1月から12月までの期間の各月末および2020年1月21日（終了日）の純資産の推移は、以下のとおりです。

| | 純資産価額 | | 1口当たり純資産価格 | |
|------------------------------|--------------|---------|------------|-------|
| | 豪ドル | 千円 | 豪ドル | 円 |
| 第1会計年度末 (2015年12月末日) | 2,799,477.41 | 195,516 | 87.48 | 6,110 |
| 第2会計年度末 (2016年12月末日) | 2,407,737.59 | 168,156 | 87.55 | 6,114 |
| 第3会計年度末 (2017年12月末日) | 7,954,700.27 | 555,556 | 83.86 | 5,857 |
| 第4会計年度末 (2018年12月末日) | 5,503,752.15 | 384,382 | 78.54 | 5,485 |
| 第5会計年度末 (2020年1月21日（終了日）) | 888,549.48 | 62,056 | 76.50 | 5,343 |
| 2019年1月末日 | 5,598,229.03 | 390,980 | 79.89 | 5,580 |
| 2月末日 | 5,639,760.14 | 393,881 | 80.48 | 5,621 |
| 3月末日 | 5,550,121.69 | 387,620 | 79.82 | 5,575 |
| 4月末日 | 5,604,479.74 | 391,417 | 80.60 | 5,629 |
| 5月末日 | 5,579,394.70 | 389,665 | 80.24 | 5,604 |
| 6月末日 | 5,233,290.80 | 365,493 | 79.85 | 5,577 |
| 7月末日 | 5,116,926.80 | 357,366 | 79.78 | 5,572 |
| 8月末日 | 4,497,896.70 | 314,133 | 79.21 | 5,532 |
| 9月末日 | 4,480,515.74 | 312,919 | 78.90 | 5,510 |
| 10月末日 | 4,370,962.32 | 305,268 | 77.80 | 5,434 |
| 11月末日 | 4,363,872.83 | 304,773 | 77.67 | 5,424 |
| 12月末日 | 2,598,280.98 | 181,464 | 76.01 | 5,309 |
| 2020年1月21日（終了日） | 888,549.48 | 62,056 | 76.50 | 5,343 |

(注) 第5会計年度末および2020年1月21日（終了日）の1口当たり純資産価格の欄には、1口当たり償還価格を記載しています。以下同じです。

<USバンクローン・オープン（豪ドル建） 無分配クラス受益証券>

下記会計年度末、2019年1月から12月までの期間の各月末および2020年1月21日（終了日）の純資産の推移は、以下のとおりです。

| | 純資産価額 | | 1口当たり純資産価格 | |
|------------------------------|---------------|---------|------------|-------|
| | 豪ドル | 千円 | 豪ドル | 円 |
| 第1会計年度末 (2015年12月末日) | 9,876,901.66 | 689,803 | 91.57 | 6,395 |
| 第2会計年度末 (2016年12月末日) | 10,312,961.96 | 720,257 | 99.00 | 6,914 |
| 第3会計年度末 (2017年12月末日) | 11,232,438.88 | 784,474 | 100.48 | 7,018 |
| 第4会計年度末 (2018年12月末日) | 10,695,494.58 | 746,973 | 98.03 | 6,846 |
| 第5会計年度末 (2020年1月21日（終了日）) | 4,265,593.88 | 297,909 | 99.48 | 6,948 |
| 2019年1月末日 | 10,873,425.41 | 759,400 | 100.09 | 6,990 |
| 2月末日 | 9,927,971.39 | 693,370 | 101.20 | 7,068 |
| 3月末日 | 8,710,291.49 | 608,327 | 100.71 | 7,034 |
| 4月末日 | 8,427,092.93 | 588,548 | 102.05 | 7,127 |
| 5月末日 | 8,370,601.71 | 584,603 | 101.94 | 7,119 |
| 6月末日 | 8,244,552.18 | 575,800 | 101.79 | 7,109 |
| 7月末日 | 5,567,330.54 | 388,822 | 102.07 | 7,129 |
| 8月末日 | 5,350,648.04 | 373,689 | 101.64 | 7,099 |
| 9月末日 | 5,345,705.47 | 373,344 | 101.55 | 7,092 |
| 10月末日 | 4,583,258.00 | 320,095 | 100.42 | 7,013 |
| 11月末日 | 4,561,637.90 | 318,585 | 100.56 | 7,023 |
| 12月末日 | 4,381,989.53 | 306,038 | 98.78 | 6,899 |
| 2020年1月21日（終了日） | 4,265,593.88 | 297,909 | 99.48 | 6,948 |

② 分配の推移

<USバンクローン・オープン（豪ドル建） 毎月分配クラス受益証券>

下記会計年度および第5会計年度中における各月の分配の推移は、以下のとおりです。

| | 1口当たり分配金 | |
|---|----------|-----|
| | 豪ドル | 円 |
| 第1会計年度 （2015年8月6日～ 2015年12月末日） | 0.88 | 61 |
| 第2会計年度 （2016年1月1日～ 2016年12月末日） | 4.66 | 325 |
| 第3会計年度 （2017年1月1日～ 2017年12月末日） | 3.40 | 237 |
| 第4会計年度 （2018年1月1日～ 2018年12月末日） | 2.88 | 201 |
| 第5会計年度 （2019年1月1日～ 2020年1月21日（終了日）） | 2.74 | 191 |
| 2019年1月 | 0.24 | 17 |
| 2月 | 0.24 | 17 |
| 3月 | 0.24 | 17 |
| 4月 | 0.24 | 17 |
| 5月 | 0.23 | 16 |
| 6月 | 0.23 | 16 |
| 7月 | 0.23 | 16 |
| 8月 | 0.21 | 15 |
| 9月 | 0.21 | 15 |
| 10月 | 0.21 | 15 |
| 11月 | 0.23 | 16 |
| 12月 | 0.23 | 16 |

<USバンクローン・オープン（豪ドル建） 無分配クラス受益証券>

該当事項はありません。

③ 収益率の推移

<USバンクローン・オープン（豪ドル建） 毎月分配クラス受益証券>

| 会計年度 | 収益率 ^(注) |
|---------------------------------------|--------------------|
| 第1会計年度 (2015年8月6日～2015年12月末日) | -11.64% |
| 第2会計年度 (2016年1月1日～2016年12月末日) | 5.41% |
| 第3会計年度 (2017年1月1日～2017年12月末日) | -0.33% |
| 第4会計年度 (2018年1月1日～2018年12月末日) | -2.91% |
| 第5会計年度 (2019年1月1日～2020年1月21日（終了日）) | 0.89% |

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度最終日現在の1口当たり純資産価格（ただし、第5会計年度については1口当たり償還価格）（当該会計年度の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の営業日現在の1口当たり純資産価格（ただし、第1会計年度については1口当たり当初発行価格（100豪ドル））

以下同じです。

<USバンクローン・オープン（豪ドル建） 無分配クラス受益証券>

| 会計年度 | 収益率 |
|---------------------------------------|--------|
| 第1会計年度 (2015年8月6日～2015年12月末日) | -8.43% |
| 第2会計年度 (2016年1月1日～2016年12月末日) | 8.11% |
| 第3会計年度 (2017年1月1日～2017年12月末日) | 1.49% |
| 第4会計年度 (2018年1月1日～2018年12月末日) | -2.44% |
| 第5会計年度 (2019年1月1日～2020年1月21日（終了日）) | 1.48% |

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

<USバンクローン・オープン（豪ドル建） 毎月分配クラス受益証券>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第1会計年度 | 32,400 (32,400) | 400 (400) | 32,000 (32,000) |
| 第2会計年度 | 8,595 (8,595) | 13,095 (13,095) | 27,500 (27,500) |
| 第3会計年度 | 76,795 (76,795) | 9,440 (9,440) | 94,855 (94,855) |
| 第4会計年度 | 540 (540) | 25,320 (25,320) | 70,075 (70,075) |
| 第5会計年度 | 0 (0) | 58,460 (58,460) | 11,615 (11,615) |

(注1) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

(注3) 第5会計年度の数値は、ファンドの終了日における償還前の買戻口数および発行済口数であり、償還後の口数を記載した財務書類の数値とは異なります。以下同じです。

<USバンクローン・オープン（豪ドル建） 無分配クラス受益証券>

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|--------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 第1会計年度 | 107,860 (107,860) | 0 (0) | 107,860 (107,860) |
| 第2会計年度 | 8,642 (8,642) | 12,330 (12,330) | 104,172 (104,172) |
| 第3会計年度 | 76,345 (76,345) | 68,730 (68,730) | 111,787 (111,787) |
| 第4会計年度 | 8,920 (8,920) | 11,600 (11,600) | 109,107 (109,107) |
| 第5会計年度 | 0 (0) | 66,230 (66,230) | 42,877 (42,877) |

Ⅲ. 純資産額計算書

(2020年1月21日現在)

| | | 豪ドル (Ⅳを除く) | 円 (Ⅳを除く) |
|-----|--------------------|---------------|-------------|
| I | 資産総額 | 5,422,045 | 378,675,623 |
| II | 負債総額 | 267,902 | 18,710,276 |
| III | 純資産価額 (I - II) | 5,154,143 | 359,965,347 |
| | 毎月分配クラス受益証券 | 888,549 | 62,056,262 |
| | 無分配クラス受益証券 | 4,265,594 | 297,909,085 |
| IV | 発行済口数 | | |
| | 毎月分配クラス受益証券 | 11,615口 | |
| | 無分配クラス受益証券 | 42,877口 | |
| V | 1口当たり償還価格 (Ⅲ/Ⅳ) | | |
| | 毎月分配クラス受益証券 | 76.50 | 5,343 |
| | 無分配クラス受益証券 | 99.48 | 6,948 |

(注) 上記の負債総額および純資産価額は、償還金として受益者のみなさまにお支払いする金額の負債計上前の数値であり、かかる金額を負債計上して算出されている財務書類の数値とは異なります。また、上記の発行済口数は、ファンドの終了日における償還前の受益証券発行済口数であり、償還後の口数を記載した財務書類の数値とは異なります。

IV. ファンドの経理状況

(1) 貸借対照表

USバンクローン・オープン（豪ドル建）
（みずほ・ケイマン・トラストのサブ・ファンド）
清算時純資産計算書
2020年1月21日（運用終了日）現在
（豪ドル、千円で表示）

| | 2020年1月21日 | |
|--|------------|---------|
| | 豪ドル | 千円 |
| 資産 | | |
| 現金および現金同等物 | 5,422,045 | 378,676 |
| ウエスタン・アセット・バンクローン（オフショア）ファンド （以下「マスターファンド」という。）への投資 （取得原価：－）（注3）（注4） | － | － |
| 資産合計 | 5,422,045 | 378,676 |
| 負債 | | |
| 未払買戻代金 | 5,177,879 | 361,623 |
| 未払投資助言報酬（注7） | 255 | 18 |
| 未払管理報酬（注6） | 14,869 | 1,038 |
| 未払代行協会員報酬（注9） | 510 | 36 |
| 未払販売会社報酬（注9） | 6,116 | 427 |
| 未払管理事務代行報酬および未払副管理事務代行報酬（注10） | 13,026 | 910 |
| 未払名義書換事務代行報酬（注10） | 5,471 | 382 |
| 未払保管報酬（注11） | 1,173 | 82 |
| 未払印刷費用 | 6,950 | 485 |
| 未払弁護士費用 | 32,633 | 2,279 |
| 未払監査費用 | 41,676 | 2,911 |
| 監督機関への未払年間費用 | 9,553 | 667 |
| 未払受託報酬（注12） | 6,731 | 470 |
| 未払投資顧問報酬（注8） | 1,274 | 89 |
| 別途積立金（注13） | 103,929 | 7,258 |
| 負債合計 | 5,422,045 | 378,676 |
| 純資産 | － | － |
| 発行済受益証券口数 | | |
| 毎月分配クラス（注14） | － | 口 |
| 無分配クラス（注14） | － | 口 |
| 受益証券1口当たり純資産価格 | | |
| 毎月分配クラス（注14） | － | － |
| 無分配クラス（注14） | － | － |

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

USバンクローン・オープン（豪ドル建）
（みずほ・ケイマン・トラストのサブ・ファンド）
運用計算書

2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までの期間
（豪ドル、千円で表示）

| | 2019年1月1日から 2020年1月21日（運用終了日）までの期間 | |
|--|---------------------------------------|----------|
| | 豪ドル | 千円 |
| マスターファンドから割り当てられた投資収益 利息（外国税（0豪ドル）の控除後） | 795,892 | 55,585 |
| マスターファンドから割り当てられた費用 | | |
| ローン・サービシング報酬 | 22,104 | 1,544 |
| 管理報酬 | 64,148 | 4,480 |
| 管理事務代行報酬、会計士費用および代理人報酬 | 2,756 | 192 |
| その他の費用 | 4,210 | 294 |
| 受託報酬 | 1,266 | 88 |
| 保管報酬 | 11,689 | 816 |
| 専門家報酬 | 10,641 | 743 |
| | 116,814 | 8,158 |
| マスターファンドから割り当てられた投資純収益 | 679,078 | 47,427 |
| ファンドの費用 | | |
| 販売会社報酬（注9） | 75,873 | 5,299 |
| 投資顧問報酬（注8） | 15,807 | 1,104 |
| 管理報酬（注6） | 110,503 | 7,718 |
| 代行協会員報酬（注9） | 6,323 | 442 |
| 管理事務代行報酬および副管理事務代行報酬（注10） | 62,170 | 4,342 |
| 投資助言報酬（注7） | 3,156 | 220 |
| 弁護士費用 | 38,199 | 2,668 |
| 受託報酬（注12） | 24,469 | 1,709 |
| 監査費用 | 56,383 | 3,938 |
| 名義書換事務代行報酬（注10） | 26,718 | 1,866 |
| 保管報酬（注11） | 5,608 | 392 |
| 監督機関への年間費用 | 22,105 | 1,544 |
| 印刷費用 | (440) | (31) |
| 別途積立金（注13） | 103,929 | 7,258 |
| ファンドの費用合計 | 550,803 | 38,468 |
| 投資純収益 | 128,275 | 8,959 |
| マスターファンドから割り当てられた投資活動に係る実現純利益／損失 | | |
| 投資、デリバティブ証券および外貨に係る実現純損失 | (1,341,286) | (93,675) |
| 外貨換算 | 240,248 | 16,779 |
| マスターファンドから割り当てられた投資活動に係る実現純損失合計 | (1,101,038) | (76,896) |
| マスターファンドから割り当てられた投資活動に係る未実現純利益 | | |
| 投資、デリバティブ証券および外貨に係る未実現利益の純変動 | 1,329,954 | 92,884 |
| 運用による純資産の純増加 | 357,191 | 24,946 |

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

USバンクローン・オープン（豪ドル建）
（みずほ・ケイマン・トラストのサブ・ファンド）

純資産変動計算書

2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までの期間

（豪ドル、千円で表示）

| | 2019年1月1日から 2020年1月21日（運用終了日）までの期間 | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| | 豪ドル | 千円 |
| 運用による純資産の増加 | | |
| 投資純収益 | 128,275 | 8,959 |
| マスターファンドから割り当てられた投資活動に係る実現純損失 | (1,101,038) | (76,896) |
| マスターファンドから割り当てられた投資活動に係る未実現利益の純変動 | 1,329,954 | 92,884 |
| 運用による純資産の純増加 | 357,191 | 24,946 |
| 資本取引による純資産の減少 | | |
| 資本一買戻し | (16,374,667) | (1,143,607) |
| 収益の分配 | (174,545) | (12,190) |
| 資本取引による純資産の純減少 | (16,549,212) | (1,155,797) |
| 当期純資産の純減少 | (16,192,021) | (1,130,851) |
| 期首純資産 | 16,192,021 | 1,130,851 |
| 清算時純資産 | — | — |

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

USバンクローン・オープン（豪ドル建）
（みずほ・ケイマン・トラストのサブ・ファンド）
キャッシュ・フロー計算書
2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までの期間
（豪ドル、千円で表示）

| | 2019年1月1日から 2020年1月21日（運用終了日）までの期間 | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------|
| | 豪ドル | 千円 |
| 運用活動からのキャッシュ・フロー | | |
| 運用による純資産の純増加 | 357,191 | 24,946 |
| 運用による純資産の純増加を運用活動から得た現金純額と整合させるための調整： | | |
| マスターファンドから割り当てられた投資純収益 | (679,078) | (47,427) |
| マスターファンドへの申込み ⁽¹⁾ | — | — |
| マスターファンドからの買戻し | 17,122,215 | 1,195,815 |
| マスターファンドから割り当てられた投資活動に係る実現純損失 | 1,101,038 | 76,896 |
| マスターファンドから割り当てられた投資活動に係る未実現利益の純変動 | (1,329,954) | (92,884) |
| 未払金および未払負債の増加 | 158,661 | 11,081 |
| 運用活動から得た現金純額 | 16,730,073 | 1,168,428 |
| 財務活動からのキャッシュ・フロー | | |
| 受益証券の買戻しによる支出 | (11,196,788) | (781,984) |
| 収益の分配による支出 | (174,545) | (12,190) |
| 財務活動に使用した現金純額 | (11,371,333) | (794,174) |
| 現金および現金同等物の純増加 | 5,358,740 | 374,254 |
| 現金および現金同等物 期首残高 | 63,305 | 4,421 |
| 現金および現金同等物 期末残高 | 5,422,045 | 378,676 |

⁽¹⁾この金額は、マスターファンドにより宣言された432,722豪ドルの分配金の再投資額を含まない。
添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

U Sバンクローン・オープン（豪ドル建）
（みずほ・ケイマン・トラストのサブ・ファンド）

財務書類に対する注記

2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までの期間

1. 報告ファンド

U Sバンクローン・オープン（豪ドル建）（以下「ファンド」という。）は、2013年10月14日付基本信託証書によりオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるみずほ・ケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドとして設定された。ファンドは、2015年6月25日付信託証書補遺に従い設定され、2015年8月6日に運用を開始した。トラストは、ケイマン諸島信託法に基づく免除信託として登録されている。トラストの事業所は、ケイマン諸島、KY1-1107 グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、メイン・ストリート25である。

基本信託証書に従い、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびIQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッドは、それぞれ受託会社および管理会社として活動する。管理会社は、以前はムーア・マネジメント（バーミューダ）リミテッドと称したが、2019年3月25日にその商号をIQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッドに変更した。

ファンドの投資目的は、バンクローン等への分散投資を通じて元本を維持しつつ受益者のためにインカム収益を確保することである。ファンドは、ウエスタン・アセット・バンクローン（オフショア）ファンド（Western Asset Bank Loan (Offshore) Fund）（以下「マスターファンド」という。）の豪ドル建てクラスの受益証券への投資を通じて、投資目的を達成することを目指す。したがって、受益証券の売却収入のほぼすべてがマスターファンドに投資されるという点において、ファンドは、マスターファンドのフィーダーファンドとなる。マスターファンドの財務書類は添付されており、ファンドの財務書類とともに読まれたい。

ファンドは、唯一の受益者がすべての受益証券を買い戻したことを受け、2020年1月21日をもって運用を終了した。受託会社は、当財務書類の承認後にファンドを終了し償還することを想定している。

2019年12月31日に終了した年度におけるマスターファンドの財務書類（要約投資明細表を含む。）は、年次報告書に含まれており（訳注：英文の年次報告書には含まれているが、本書中には含まれていない。）、ファンドの財務書類とともに読まれたい。

2. 重要な会計方針の要約

表示の基礎： 本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。ファンドは、米国GAAPに基づき投資会社とみなされ、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下「ASC」という。）第946号「財務サービス—投資会社」（以下「ASC第946号」という。）において投資会社に適用される会計および報告指針に従う。

2019年12月23日に清算が切迫した状況となり、受託会社は、ファンドを終了し償還することを決議した。したがって、継続企業的前提は適切でなく、ファンドの財務書類は、実現主義に基づき作成され、すべての資産は正味実現可能価額により計測され、すべての負債は2020年1月21日現在における見込決済金額により計測される。

清算計画に基づき、ファンドは、（1）残存する投資対象の売却、（2）支払期日の到来した未収金の回収、（3）ファンドの債務履行のための利用可能な現金の使用、および（4）ファンドの受益者に対する分配金の払出しを予定している。受託会社は、当財務書類の承認後にファンドを終了し償還することを想定している。

当財務書類の計算期間は、2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までである。したがって、2018年1月1日から2018年12月31日の1年間を計算対象とする財務書類の比較情報は、完全に比較可能なものではない。

重要な会計方針は以下のとおりである。

見積りの使用： 米国G A A Pに準拠した財務書類の作成において、資産および負債の報告額ならびに財務書類の日付現在の偶発資産および債務の開示、ならびに当会計期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが経営陣に要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。

マスターファンドへの投資： ファンドは、マスターファンドへの投資をマスターファンドの純資産に対する比例按分額で計上する。マスターファンドが保有する投資対象の評価（使用される評価技法およびマスターファンドが保有する投資対象の公正価値ヒエラルキー内での分類を含むが、これらに限定されない。）については、マスターファンドの財務書類に対する注記（以下「マスターファンドの注記」という。）に記載されており、本財務書類に添付されている。

収益および費用の認識： 投資取引は取引日基準で計上される。ファンドはマスターファンドの投資収益、費用ならびに実現および未実現利益および損失の比例按分額を計上する。また、ファンドは、ファンドが負担する自らの費用について発生主義で計上する。マスターファンドの収益および費用の認識ならびに純利益および損失の配分方針については、マスターファンドの注記に記載される。

現金および現金同等物： 現金および現金同等物には、満期日まで3か月未満の短期利付商品が含まれる。

外貨換算： ファンドは外貨建で事業取引を行っている。外貨建の資産および負債は、報告日現在の為替レートで換算される。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日の実勢為替レートで換算される。

フィーダーファンドは、投資対象にかかる為替レートの推移の影響によって生じた運用成果の部分につき、保有する投資対象の市場価格の値動きによって生じた変動から分離している。当該変動は、運用計算書に含まれる。

税金： ファンドには、ケイマン諸島政府の現行法に基づき、所得、不動産、譲渡、売却またはその他のケイマン諸島の税金が課されていない。ファンドは、原則として、いかなる管轄地の所得税も課されないように業務を遂行する意向である。

F A S BのA S Cトピック第740号に従い、ファンドは、ある税務上のポジションが、当該ポジションの技術的な利点に基づき、関連する税務当局による調査（関連するすべての不服申立や訴訟手続の結論を含む。）で認められる可能性が「どちらかといえば」高いか否かを判断することが要求される。認識されるタックス・ベネフィットは、最終的な解決時に50%超の可能性で実現することが見込まれるベネフィットの最大額に基づき測定される。過去に認識されたタックス・ベネフィットの認識中止により、ファンドが税務負債を計上し、純資産が減少することがありうる。税務上のポジションが50%超基準を満たさなかったとみなされる場合、所得税および関連利息ならびに罰金は、ファンドによって運用計算書中の税金費用として認識される。

管理会社は、ファンドの税務上のポジションを分析し、不確実な税務上のポジションに関して計上されるべき未認識のタックス・ベネフィットについての負債はないと結論付けた。更に、管理会社は、未認識のタックス・ベネフィットの総額が次の12か月間において著しく変動する合理的な可能性のある税務上のポジションを了知していない。

トラストは、トラストの設定日より50年間、地方所得税、収益税および資本税のすべてから適用除外される旨のケイマン諸島内閣長官からの約定を受領している。

ファンドは、現在、税務当局の調査を受けていない。2019年1月1日から2020年1月21日までの期間において、支払利息または罰金のいずれも計上されていない。

その他の費用： その他の費用は発生主義で計上される。

受益証券の買付申込みおよび買戻し： 受益証券の買付申込みは、それが受諾された月の最初の日に計上され、受益証券の買戻しの効力発生日まで利益および損失の割当に算入される。受益証券の買戻しは、効力発生日時点で負債として認識される。

未払買戻代金： 受益証券の買戻しは、買戻通知において請求される額が確定した時点で負債として認識される。したがって、運用終了日現在の資本残高に基づき同日後に支払われた受益証券の買戻代金は、2020年1月21日現在の未払買戻代金に含まれている。

分配方針：

毎月分配クラス受益証券

管理会社は、毎月分配クラス受益証券につき、受託会社に対して、対応する分配期間（以下「当分配期間」という。）に関し、各分配日に管理会社が投資顧問会社と協議の上決定する金額の分配を宣言するよう指図することができる。かかる分配金は、毎月分配クラス受益証券に帰属するインカム収益、実現／未実現キャピタル・ゲインおよび／または分配可能な資金から支払われる（合理的な分配水準を維持する必要があると考えられる場合には、毎月分配クラス受益証券に帰属する投資元本から支払われることがある。）。

当分配期間に関する分配は、関連する分配日の直前の営業日において、毎月分配クラス受益証券に関しその名称が受益者名簿に登録されている者に対して支払われ、0.01豪ドル未満の端数は四捨五入される。

投資者は、毎月分配クラス受益証券に関する分配金の支払が完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配日において分配が宣言されることについて表明または保証されていないことに留意すべきである。

無分配クラス受益証券

管理会社が別段の決定を行わない限り、無分配クラス受益証券に帰属するインカム収益および実現キャピタル・ゲインは分配されない。かかるインカム収益および実現キャピタル・ゲインは、無分配クラス受益証券の1口当たり純資産価格に反映される。

3. マスターファンドへの投資

ファンドは、マスターファンドの豪ドル建てクラスの受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての企業向け貸付債権を含むバンクローンに実質的な投資を行うことにより、投資目的の達成を目指す。

マスターファンドは、ポートフォリオ全体のリスクをコントロールしかつ制限するために策定された、そのほぼすべてがバンクローン等（以下で定義される。）から構成される分散化されたポートフォリオに主に投資する、ケイマン諸島籍のアンブレラ・ユニット・トラストである。「バンクローン等」には、米国または非米国企業が発行する米ドル建てのローン、ローン・パーティシペーション

およびローン譲渡証券（以下「バンクローン」という。）ならびに米国または非米国企業が発行する米ドル建ての固定利付証券（バンクローンを除く。）が含まれる。マスターファンドのベンチマーク・インデックス（以下「参照ベンチマーク」という。）は、マスターファンド管理会社を選択し、かつ、随時変更することができる。マスターファンドは、本財務書類の日付現在、参照ベンチマークとしてS&P/LSTAパフォーマンス・ローン・インデックス（S&P/LSTA Performing Loan Index）を用いている。

2020年1月21日現在、ファンドにおいて保有する投資対象は存在しない。

ファンドはマスターファンドへの投資から収益の分配を受領する。かかる収益の分配は、マスターファンドが負担する投資顧問報酬またはその他の費用の控除後の金額で計上され、マスターファンドに再投資される。

4. 公正価値の測定

ファンドは、会計基準更新書（ASU）第2015-07号トピック820「1株当たり純資産価値（またはそれに準ずるもの）で算定する特定の企業への投資に関する開示」において公表された指針を適用した。かかる指針は、実務上の簡便法として1株当たり純資産価値を用いて測定されたすべての投資資産につき、公正価値ヒエラルキーに分類する義務および関連する開示の対象外とするものである。かかる会計上の指針の適用は、ファンドの財務書類に重大な影響を与えなかった。

5. 関連当事者取引

関連当事者である、IQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッド、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社およびCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、当期において報酬を受領した。報酬の詳細は、注記6、7、8および12において各々開示される。

6. 管理報酬

2013年10月14日付基本信託証書に従い、IQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッドは、ファンドの管理会社（以下「管理会社」という。）として活動する。管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.1%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。また、かかる報酬には、各受益証券クラスに関し当該受益証券クラスに帰属する資産から支払われる、各受益証券クラス毎の最低月間報酬が定められている。当該受益証券クラスの当該月の平均純資産価額が300万米ドル以下の場合、最低月間報酬は3,000米ドルであるが、当該受益証券クラスの当該月の平均純資産価額が300万米ドル超960万米ドル未満の場合、最低月間報酬は8,000米ドルである。ファンドの発行済受益証券のクラスが1クラスのみとなった場合、管理会社は、10,000米ドルの最低月間報酬を受領する権利を有する。

また、管理会社は、ファンドの資産から、信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。2020年1月21日現在、管理会社は、72,480豪ドルの終了関連手数料を受領する権利がある。

毎月支払われる報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

7. 投資助言報酬

管理会社は、ファンドの運用を行うにあたり、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（以下「ウエスタン」という。）を継続的な投資助言業務のために雇っている。ウエスタンは、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.025%の純資産価額に基づく報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月支払われる報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

8. 投資顧問報酬

英文目論見書付属書類および2015年7月1日付投資顧問契約に従い、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、ファンドの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）として活動する。投資顧問会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.125%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月支払われる報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

投資顧問会社は、ファンドのために負担したすべての適切な経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

9. 販売会社報酬および代行協会員報酬

英文目論見書付属書類および2015年6月25日付代行協会員契約に従い、みずほ証券株式会社は、ファンドの販売会社（以下「販売会社」という。）および代行協会員（以下「代行協会員」という。）として活動する。

販売会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

毎月支払われる報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

10. 管理事務代行報酬、副管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

英文目論見書付属書類、2013年11月25日付管理事務代行契約および2015年10月31日付副管理事務代行契約に従い、BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、ファンドの管理事務代行会社として活動する。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン シンガポール支店は、ファンドの副管理事務代行会社および名義書換事務代行会社として活動する（以下「副管理事務代行会社」という。）。

管理事務代行会社は、各受益証券クラスに帰属する資産から、各受益証券クラスにつき年額20,000米ドルの最低報酬または当該受益証券クラスに帰属する純資産価額の年率0.05%の報酬のいずれか高い方を受領する権利を有する。純資産価額の年率0.05%の報酬は、かかる金額が最低報酬を上回る場合に各評価日に発生し、計算される。

管理事務代行会社は、各受益証券クラスにつき1受益者当たり700米ドルの月次の名義書換事務代行報酬を受領する権利を有する。各取引毎に20米ドルの取引手数料も支払われる。当該報酬は、ファンドの資産から支払われる。

上記の管理事務代行報酬から、年間15,000米ドルが管理事務代行会社に支払われ、残額が副管理事務代行会社に支払われる。

管理事務代行報酬および副管理事務代行報酬は、管理事務代行契約の条項に従い、随時変更されることがある。

11. 保管報酬

英文目論見書付属書類および2015年7月1日付総保管契約に従い、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、ファンドの保管会社（以下「保管会社」という。）として活動する。保管会社の主要な職務は、ファンドの資産の保管、ファンドに関する取引の決済、ファンドの投資に係るすべての収益の回収である。

保管会社は、ファンドの資産から、各受益証券クラスにつき毎月後払いで支払われる月間固定報酬150米ドルに加えて、各取引毎に15米ドルの取引手数料および費用を受領する権利も有する。

保管報酬は、総保管契約の条項に従い、随時変更されることがある。

12. 受託報酬

2013年10月14日付基本信託証書および2015年6月25日付信託証書補遺に従い、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社（以下「受託会社」という。）として活動する。受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。ただし、ファンドに関する年間最低報酬額を15,000米ドルとする。

四半期毎に支払われる報酬は、各四半期の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての適切な経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

13. 別途積立金

会計に係る清算基準の適用に伴い、2019年12月23日時点で、ファンドは、清算時純資産に対する以下の累積的影響額による調整を計上した。

| | 豪ドル |
|----------------------|---------|
| 弁護士費用の見越額 | 28,183 |
| 管理報酬の見越額 | 72,480 |
| その他の費用の見越額 | 3,266 |
| 会計基準変更による累積的影響額による調整 | 103,929 |

見込清算価格は、過去の情報、予測される将来の事象、特定の契約上の義務および清算計画の完了に要すると予測される時間に基づく。その他の清算に係る費用は、見積りの合理的な根拠が決定されたときに認識される。

14. 資本

受益証券は、適格な投資家に対し、1口当たり100豪ドルの購入価格で、2015年7月16日から2015年8月6日までの期間（以下「当初募集期間」という。）に募集された。受益証券は、2015年8月6日以降、各取引日の午後4時（東京時間）までにファンドに申込書が提出されていることを条件に、下記の購入価格にて毎日申込可能である。

1口当たりの購入価格は、関連する取引日より2営業日前の評価日における純資産価額を、かかる評価日現在の発行済受益証券口数で除し、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで計算される。

当初募集期間中の各申込者の最低申込口数は、受益証券1口である。受益証券は、各取引日に適用される申込価格で申込可能である。

受益証券は、買戻日（以下「買戻日」という。）の午後4時（東京時間）までにファンドに買戻請求が提出されていることを条件に、受益者により毎日買戻請求可能である。

1口当たり買戻価格は、関連する買戻日より2営業日前の評価日における純資産価額を、かかる評価日現在の発行済受益証券口数で除し、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで計算される。

買戻し1件当たりの最低買戻口数は、受益証券1口である。

以下は、2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までの期間における毎月分配クラス受益証券の取引および受益証券1口当たり純資産価格を示したものである。

毎月分配クラス受益証券

| | |
|----------------------------------|----------|
| 2018年12月31日現在の受益証券口数 | 70,075 |
| 買付申込み | — |
| 買戻し | (70,075) |
| 2020年1月21日現在の受益証券口数 | — |
| 2020年1月21日現在の純資産価額（豪ドル） | — |
| 2020年1月21日現在の受益証券1口当たり純資産価格（豪ドル） | — |

以下は、2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までの期間における無分配クラス受益証券の取引および受益証券1口当たり純資産価格を示したものである。

無分配クラス受益証券

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 2018年12月31日現在の受益証券口数 | 109,107 |
| 買付申込み | — |
| 買戻し | (109,107) |
| 2020年1月21日現在の受益証券口数 | — |
| 2020年1月21日現在の純資産価額（豪ドル） | — |
| 2020年1月21日現在の受益証券1口当たり純資産価格（豪ドル） | — |

15. 金融商品および関連リスク

以下の一部のリスク要因に関する要約は、ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの包括的な要約を意図したものではない。

2020年1月21日現在、ファンドの投資対象はマスターファンドのみであるため、ファンドは、マスターファンドの運用成績および活動から直接的かつ重大な影響を受ける。

「マスターファンド／フィーダーファンド」構造の特性上、ファンドは、マスターファンドに投資する他のフィーダーファンドの活動から重大な影響を受けることがある。

マスターファンドの投資および活動に係るオフバランスシート、市場および信用に関するリスクは、マスターファンドの注記において説明されている。ファンドによるマスターファンドへの投資により、ファンドは、マスターファンドが投資する金融商品および市場に関連する様々な種類のリスクを負う。市場リスクは、市場要因（市場の流動性、投資家心理および為替レートを含むが、これらに限られない。）の変動に起因する金融商品の価値の損失の可能性を表している。

マスターファンドのポートフォリオは、限定的な市場で取引されているか、または転売および譲渡に制限があり、必要な場合に注文に応じた現金化が不可能な場合がある投資対象およびデリバティブにより構成される。かかる投資対象に付与される価値は、投資対象に既存市場があった場合に用いられていたであろう価値とは著しく異なることがあり、かかる差異が財務書類に重大な影響を与えるおそれがある。

2020年1月21日現在、すべての現金および現金同等物は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンにより保有されていた。現金および現金同等物に関する信用リスクは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが契約上の義務の履行を怠った場合にファンドが記録するであろう損失として測定される。

16. 契約上の義務および偶発事象

ファンドは、通常の業務において、様々な表明および保証を含む契約および一般的な補償を提供する契約を締結する。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象についてファンドに対して提起される可能性のある将来の申立てを含むため、確定できない。ただし、管理会社は、経験に基づいて、かかる損失リスクが生じる可能性は低いと予測している。

17. 財務ハイライト

| | 毎月分配クラス | 無分配クラス |
|---|---------|--------|
| 受益証券1口当たり運用成績 (当期中の発行済受益証券) | | |
| 期首純資産価格 (豪ドル) | 78.50 | 97.99 |
| 運用による収益: | | |
| 投資純 (損失) / 収益 (a) | (1.77) | 3.33 |
| 投資、デリバティブ証券および外貨による 実現および未実現純収益 / (損失) (b) | 2.63 | (1.84) |
| 分配 | (2.86) | — |
| 期末純資産価格 (豪ドル) (c) | 76.50 | 99.48 |
| トータル・リターン (d) (g) | 1.10% | 1.52% |
| 割合および補足データ: | | |
| 平均純資産に占める割合: | | |
| 費用比率 (e) (g) | 5.06% | 5.90% |
| 投資純収益比率 (f) (g) | (2.23%) | 3.30% |

(a) 投資純収益を当期中の発行済受益証券の平均口数で除して計算される。

(b) 本項目の数値は、記載の1口当たりの純資産価格の変動の調整に必要な修正後の金額であるため、当期の総収益および総損失の変動と一致しないことがある。

(c) 最後に償還が行われた時点の最終純資産価格を意味する。

(d) トータル・リターンは、必ずしもファンドの全体的な運用成績を示すものではない。個々の投資者にとってのリターンは、買付申込取引または買戻取引の時期によって異なる。

(e) 費用比率は、当期における、平均純資産に占めるファンドの費用合計（マスターファンドから割り当てられた費用合計を含む。）の割合に基づいて計算されている。

(f) 投資純収益比率は、平均純資産に占めるファンドの投資純収益の割合に基づいて計算されている。

(g) 当該比率は年率換算されていない。

18. 後発事象

ファンドは、唯一の受益者がすべての受益証券を買い戻したことを受け、2020年1月21日をもって運用を終了した。5,154,143豪ドルの未払買戻代金の最終的な決済は、2020年1月21日時点で保有された現金残高を用いて2020年1月21日以降に行われた。受託会社は、当財務書類の承認後にファンドを終了し償還することを想定している。

上記において既に開示された事項を除き、2020年1月21日から監査報告日までの期間において、当監査済財務書類に記載された数値を修正する必要がある重大な事象はなかった。

(3) 投資有価証券明細表等

財務書類の注記3に記載のとおりである。

独立監査人の監査報告書

意見

当監査人は、みずほ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクローン・オープン（豪ドル建）（以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2020年1月21日現在の清算時純資産計算書、2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までの期間における運用計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

当監査人は、上記の財務書類が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、ファンドの2020年1月21日現在の財務状態ならびに2019年1月1日から2020年1月21日（運用終了日）までの期間における財務成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査人は国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での当監査人の責任については、当監査人報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。当監査人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）およびケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理的要件に従ってファンドから独立の立場にあり、これらの要件およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。当監査人は、監査意見表明のための基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

財務諸表に対する注記2において述べるとおり、ファンドの受託会社は2019年12月23日に清算計画を承認し、ファンドを間もなく清算することを決定した。そのため、ファンドは、2019年12月23日以降の期間に係る会計基準について、継続企業を前提とする基準から清算基準へと変更した。当監査人の意見は、これにより変更されない。

経営陣および財務書類のガバナンスの担当者の責任

経営陣の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した当財務書類を作成し、適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による、重大な虚偽記載のない財務書類を作成し、適正に表示するために経営陣が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業的前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、経営陣がファンドの解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

ガバナンスの担当者は、ファンドの財務報告の過程を監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

当監査人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および当監査人の意見を含む監査人の報告書を発行することにある。合理的な保証は高い程度の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、ISAに準拠して行われる監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々としてまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的

意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大とみなされる。ISAに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、職業的判断を下し、職業的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、当監査人の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査人は、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。
- ・監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することが含まれる。
- ・経営陣による継続企業の前記の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続するファンドの能力に重大な疑いを投げかける可能性がある事象または状況につき重大な不確実性が存在するかどうかを結論付ける。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、当監査人は、財務書類における関連する開示につき当監査人の監査報告書において注意を喚起する必要がある。また当該開示が不十分であった場合には、当監査人の意見を修正する必要がある。当監査人の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、ファンドが継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

当監査人は、ガバナンスの担当者と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに当監査人が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

ケーピーエムジー

2020年5月29日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of US Bank Loan Open (AUD) (the "Fund"), a series trust Mizuho Cayman Trust, which comprise the statement of net assets in liquidation as at January 21, 2020, the statements of operations, changes in net assets and cash flows for the period from January 1, 2019 to January 21, 2020 (date of cessation of operations), and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at January 21, 2020, and its financial performance and its cash flows for the period from January 1, 2019 to January 21, 2020 (date of cessation of operations) in accordance with U.S. generally accepted accounting principles.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Fund in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

As discussed in Note 2 to the financial statements, the Trustee of the Fund approved a plan of liquidation on December 23, 2019 and the Fund determined liquidation is imminent. As a result, the Fund has changed its basis of accounting for the period subsequent to December 23, 2019 from the going-concern basis to a liquidation basis. Our opinion is not modified with respect to this matter.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

May 29, 2020

V. 投資信託財産運用総括表

| | | | | | |
|----------------|--|---|---|---------------|---|
| 信託期間 | 投資信託当初払込日 | 2015年8月6日 | | 投資信託契約終了時の状況 | |
| | 投資信託契約終了日 | 2020年1月21日 | | 資産総額 | 5,422,045豪ドル |
| 区分 | 投資信託当初払込時 | 投資信託契約終了時 | 差引増減 | 負債総額 | 267,902豪ドル |
| | | | | 純資産価額 | 5,154,143豪ドル |
| 受益権口数 | 毎月分配クラス： 5,345口 無分配クラス： 61,230口 | 毎月分配クラス： 11,615口 無分配クラス： 42,877口 | 毎月分配クラス： 6,270口 無分配クラス： △18,353口 | 受益権口数 | 毎月分配クラス： 11,615口 無分配クラス： 42,877口 |
| 元本額 (純資産価額) | 6,657,500豪ドル | 5,154,143豪ドル | △1,503,357豪ドル | 1口当たり 償還価格 | 毎月分配クラス： 76.50豪ドル 無分配クラス： 99.48豪ドル |

毎計算期末の状況

<毎月分配クラス>

| 計算期 | 元本額 (期初純資産価額) (豪ドル) | 純資産価額 (豪ドル) | 1口当たり 純資産価格 (豪ドル) | 1口当たり分配金 | |
|-------------------------|---------------------------|----------------|-------------------------|----------|--------|
| | | | | 金額(豪ドル) | 分配率(%) |
| 第1期 | 534,500 | 2,799,477.41 | 87.48 | 0.88 | 1.01 |
| 第2期 | 2,799,477.41 | 2,407,737.59 | 87.55 | 4.66 | 5.32 |
| 第3期 | 2,407,737.59 | 7,954,700.27 | 83.86 | 3.40 | 4.05 |
| 第4期 | 7,954,700.27 | 5,503,752.15 | 78.54 | 2.88 | 3.67 |
| 第5期 | 5,503,752.15 | 888,549.48 | 76.50 | 2.74 | 3.58 |
| 信託期間中1口当たり総収益金および年平均収益率 | | | | △8.94豪ドル | △2.00% |

<無分配クラス>

| 計算期 | 元本額 (期初純資産価額) (豪ドル) | 純資産価額 (豪ドル) | 1口当たり 純資産価格 (豪ドル) | 1口当たり分配金 | |
|-------------------------|---------------------------|----------------|-------------------------|----------|--------|
| | | | | 金額(豪ドル) | 分配率(%) |
| 第1期 | 6,123,000 | 9,876,901.66 | 91.57 | — | — |
| 第2期 | 9,876,901.66 | 10,312,961.96 | 99.00 | — | — |
| 第3期 | 10,312,961.96 | 11,232,438.88 | 100.48 | — | — |
| 第4期 | 11,232,438.88 | 10,695,494.58 | 98.03 | — | — |
| 第5期 | 10,695,494.58 | 4,265,593.88 | 99.48 | — | — |
| 信託期間中1口当たり総収益金および年平均収益率 | | | | △0.52豪ドル | △0.12% |

VI. お知らせ

●管理会社の商号の変更

管理会社は、2019年3月25日付で、その商号をムーア・マネジメント（バーミューダ）リミテッドからIQ EQマネジメント・バミューダ・リミテッドに変更しました。

●ファンドの終了

ファンドは、2020年1月21日に終了（償還）しました。償還金は、日本における販売会社を通じて2020年2月14日に受益者のみなさまにお支払いいたしました。